

件名	精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることに関する陳情 外1件			
提出者住所氏名	墨田区向島 特定非営利活動法人 こらーるたいとう 代表 B			
受理年月日	平成29年2月6日	受理番号	第2号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者も東京都心身障害者医療費助成制度の対象にするよう、東京都に働きかけてください。 2 東京都が実施するまでの間、墨田区でも、財源措置を踏まえた時限的措置を実施してください。 <p>（理由）</p> <p>現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者、療育手帳（愛の手帳）1度・2度の知的障害者の方々となっており、精神障害者は対象外です。</p> <p>日本も国連障害者権利条約を批准し、平成28年4月1日からは障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、「差別」と評価されてしかるべきものです。</p> <p>精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。</p> <p>私たちは、「障害の種別を問わず、すなわち精神障害者も心身障害者医療費助成制度の対象にしてください」と、東京都の平成29年3月議会に請願署名を提出する手続を、昨年12月13日に行いました。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				